

固定資産税(こんなときは届出を)

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成29年1月1日までに完成した場合は、平成29年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

平成28年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、平成29年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物については、平成29年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当 ☎82-1224

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録をされた方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写しなどの交付をした際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

★登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この、「社会保険料控除」をうけるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されましたら年末調整や確定申告の際にご利用ください(ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください)。

11月に送付された方……平成28年1月1日から9月30日までの間、国民年金保険料を納付された方。

2月に送付される方……平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合せください。

問合せ 控除証明書専用ダイヤル(平成29年3月15日(水)まで)

☎0570-003-004(IP電話等の方は、☎03-6630-2525)

* 祝日、12月29日~1月3日は、ご利用できません。

第23回小川地区地域安全推進大会



10月28日(金)、国立女性教育会館において第23回小川地区地域安全推進大会が開催され、各地域で安全・安心なまちづくりに功績のあった個人・団体が表彰されました。

自主防犯活動功労者

轟 益夫さん

(安戸自主防犯パトロール隊)

防犯ポスター

神田 紗雪さん(槻川小5年)

税に関する中学生の標語優秀作品

秩父税務署管内国税モニター会では、「税を考える週間」に合わせ、「税に関する中学生の標語」の募集を行いました。その結果、東秩父中学校の2名の方が優秀作品に選ばれました。受賞された皆さん、おめでとうございます。(敬称略)

東秩父村長賞

納税は みんなで行う 助け合い

東秩父中学校1年

齊藤 颯人

東秩父村教育長賞

納めよう 暮らしを支える みんなの税

東秩父中学校2年

高田 梨歌